

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会議の名称		令和8年度 第3回福津市福祉施策策定審議会
開催日時		令和8年9月7日(月)午後2時00分から 午後4時00分まで
開催場所		福津市役所 別館2階 会議室3
委員名		(1) 出席委員 ☒ 村山 浩一郎 ☒ 青谷 勇 ☒ 谷岡 智子 ☒ 玉来 秀久 ☒ 中島 美和子 ☒ 山下 亜樹子 ☒ 桃崎 託子 (2) 欠席委員 ☐ 占部 幸子
所管課職員職氏名		健康福祉部長：大庭 武志 福祉課長：羽田野 美奈 福祉総務係長：諸石 聡 福祉総務係：山崎 芙美子 生活支援課長：藤野 孝太 生活相談係長：袖岡 弘一 福津市社会福祉協議会総務地域課長：浅井 あかね 福津市社会福祉協議会総務係長：中島 浩 福津市社会福祉協議会地域福祉係：岩永 信輔
会 議	議 題 (内 容)	(1) 地域福祉を取りまく現状と課題(統計データ・市民意識調査結果)について (2) 第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画(骨子案)について (3) その他
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	2人
	資料の名称	【資料1】地域福祉を取りまく現状と課題(統計データ・市民意識調査結果) 【資料2】第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画(骨子案) 【資料3】社会福祉法等の一部を改正する法律(官報)から第106条の3関係抜粋 【資料4】社会福祉法第106条の3 【資料5】地域福祉計画スケジュール
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
		記録内容の確認方法

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局 (諸石)	【開会】 【欠席委員の確認】 本日の欠席委員は1名であり、福津市福祉施策策定審議会規則第5条第2項の規定により、委員8名中7名の出席があることから、過半数出席のため審議会が成立することを申し添える。 【審議会の公開、議事録署名人の指名】 玉来委員と山下委員に願います。
村山会長	【会長挨拶・審議会の進行】
村山会長	【議題(1)地域福祉を取りまく現状と課題（統計データ・市民意識調査結果）について】 資料1は事前送付されているため、結果等の事務局からの説明は割愛する。29ページの「3. 統計データや市民意識調査から見える福津市福祉施策の課題点」について説明をお願いします。
事務局 (山崎)	現行計画56ページでは、統計データなどをもとに「様々な課題を抱えた相談者に対応できる体制づくり」「様々な課題を抱える人の活躍の場の確保」「制度の狭間の問題への仕組みづくり」「認知症や障がいなどにより判断能力に不安がある方などへの権利擁護体制の充実」「高齢者や障がい者、こどもへの虐待への取り組みの充実」を重点的に取り組む事項として挙げていた。次期計画においても、統計データや市民意識調査の結果と現行計画から引き継ぐべき事項を踏まえ、福津市福祉施策の課題点として4点挙げている。 ① 地域福祉活動への参加促進の取組について 福津市は近年人口増加が著しく、新たな住宅建設や住み替えも地域差はあるが進んでいる。転入転居があると自治会への加入の是非を選択することになるが、なかなか加入につながりにくいとの自治会関係者からの声もある。また、福津市への転入は30代前後の夫婦共働き世代も多く、地域福祉活動を行うには時間的にも余裕がない方もいる。 年齢に関わらず、どの世帯も自力で生活を整えられることは理想的である。しかし、加齢による体力低下、突然の心身不調、突発的な自然災害による生活環境の変化など、これまで自力で整えてきたことが、突然出来なくなる可能性もあるため、さまざまな変化への備えや予防策などは必要である。また、居住地域を決めて住む以上は、その地域の治安を守り、環境美化に努めることも重要である。 自治会や郷づくり推進協議会など、市にもさまざまな地域福祉活動があるが、それら活動への関わり方は年代や生活スタイル、家族構成によって異なる。地域福祉活動に触れる機会が全くないという状況を生み出さないよう、さまざまな世帯や世代に合わせた関わり方をしてもらえよう周知の取り組みが課題と考えている。 ② 福津市地域支えあい制度の周知促進の取組について この制度は主に高齢者に対し周知を行っているため、年代による差異がどの程度あるかについて市民意識調査から比較を行った。なお、年代による比較は調査結果には掲載していない。結果的には10代から50代は9割近くが知らないと

事務局 (岩永)	回答していた。ただ、60代以上でも約7割が知らないと回答していた。 本制度を用いて連絡カードを市に提出し名簿登録されることで、消防や警察、郷づくり推進協議会、自治会等が名簿登録者を情報共有できるため、いざというときの安否確認や避難行動支援、緊急連絡先の把握がスムーズになる。備えや予防策の観点からも周知を行うことは重要である。 ③ 各種相談窓口の周知促進の取組について 人はいつ心身の不調を感じたり、生活環境が変化したりするかわからない。いざというときのために相談窓口の周知を行うことが重要である。 ④ 権利擁護体制や複雑化・複合化した地域生活課題を持つ世帯への取組について 本計画では、成年後見制度利用促進基本計画ならびに自殺対策推進計画の策定も担っている。地域生活課題が複雑化・複合化する前に相談、支援につながるができるよう仕組みづくりが必要である。 5月8日の審議会で令和7年度小地域福祉研修会での住民座談会の実施報告をしたが、今回は文章整理したものを配布している。座談会の実施状況は前回報告時と変更ない為、「2. 座談会にてあげられた事項」から説明する。 まず、「(1)地域のつながりの希薄化と社会とのつながり方の多様化」について、自治会を筆頭とした地縁組織とのつながり方が希薄しつつあるとの意見があった。自治会への未加入や脱会の問題があるので地域でも勧誘活動を行ったり、戸別配布で理解を求めたり、出来る限りのことをしているが成果につながりにくいとの声がある。また、前回の報告でも挙げたが、地域とのつながりを維持・強化し、地域の一員として頼り・頼られながら地域生活を送る個人がいる一方で、地域と関係を持つことを拒む、身体機能の低下により地域とのつながりが途切れる個人もあり、個人と地域とのつながり方が弱い方と強い方で二極化している傾向がある。 ただ、身体機能の低下などによって外出が困難になれば、将来的には支援が必要になるのではないかとの見方もあるため、いかに地縁組織とつながりを保ってもらうかは重要な課題だと活動者の方は認識している。 次に、「(2)地域生活課題とそれに対する地域の取り組みと課題」について、「自宅での生活を送る上での課題」、「移動に関する課題」、「社会的孤立に関する課題」、「空き家に関する課題」が意見として挙がっている。これら課題について、地域だけで解決するには限界がある。表「地域生活課題に対する地縁組織の取り組み」には、4つの課題に対してどのような取り組みをしているのかを聞き取り整理した。 地域福祉活動の継続にはさまざまな課題があるので、「②地域福祉活動を実施・継続していく上での諸般の課題について」で整理し、5点挙げた。 まず、「ア. 活動者が地域に広く理解を得る、地域で合意形成することにかかる課題」について、地域全体で合意形成をすることが地域福祉活動推進の基本だが、その理解が得られない現状に課題を感じている。 「イ. 地域福祉活動にやりがいや意義を見出すことにかかる課題」について、活動者は住民に喜んでもらえたり、感謝してもらえたりすることでやりがいや携わる意義を得ていることもある。しかし、拒否拒絶を目の当たりにしたり、支援が必要な方に支援を届けられない自身に対し無力感を感じたりすることで、活動への意義を見失うような事例も把握している。 「ウ. 地域の担い手確保にかかる課題」について、地域でも対策をとっているが、なかなか担い手を確保出来ない。対策として、役員の負担軽減や仕事してい
-------------	---

	る住民が役員として参加できるような会議設定など工夫しているが、根本的には解決出来ておらず、中長期的な視点からの取り組みを行う必要があると意見があった。 「エ．ニーズと実利用者が一致しないことにかかる課題」について、地域においてさまざまな団体が活動していて、その上でニーズを把握している。ニーズに基づいて地域福祉活動を行うが、ニーズ調査では必要の声が多かったが実際に活動を始めてみると参加者がほとんどいないことがある。 「オ．活動資金が不足することにかかる課題」について、新しい活動に取り組みたい思いがあるものの資金不足で出来ないといった意見があった。 次に「(3)地域で災害に備える体制の整備に関する課題」について、昨年度豪雨災害で被災した地域では、地域で支えあうことの必要性は分かっているものの、自分自身のことで精いっぱい互助に取り組むことが出来なかったと反省の声があった。地域での防災訓練の在り方や災害への備えについて住民間で確認する取り組みというのが必要である。 次に「(4)把握した個別課題等を支援関係機関とともに解決するための体制に関する課題」について、地域で困っている方を見つけてもどこに相談すればいいのか分からない、そして、要支援者に支援機関が入ると、要支援者と地域との間に距離が出来てしまうように感じることもある。支援が入っても要支援者と地域のつながりが残るような取り組みが必要との意見があった。 次に「(5)福祉サービス等についての情報提供に関する課題」について、民生委員・児童委員からは公的サービスに関する情報の把握が難しいと意見があった。近年スマートフォンを活用した情報提供が進んでいるが、高齢者の中には苦手に思う人も多いため、スマートフォンだけに頼らない情報提供手段も必要との意見があった。
村山会長	地域福祉活動を実施していく上での課題で、ニーズと利用者が一致しないとあったが、事例があれば伺いたい。
事務局 (岩永)	買い物支援や移動支援といった活動を実施するにあたって、地域団体がアンケート調査で何人くらいが利用したいかを把握し活動に至るのだが、いざ活動を始めてみると、名前を出したくないからなのか参加者が少なくなる。理由についてはまだ調査していないので原因はわからないが、一致しないことがある。
中島委員	民生委員・児童委員をしていたとき、「地域支えあい制度」について周りもよく理解していなかった。高齢者サービス課が以前、65歳以上を対象に制度登録を呼びかけたことがあった。その時は、60代以上であって元気に働いていた夫婦の方であっても加入しますとなった。調査での尋ね方もあるかと思うが、今回の結果は、「地域支えあい制度」という言葉自体がわからず、知らないを選んだ方も多かったのではないかと。
事務局 (山崎)	キーホルダーや青いカードであれば知っているという回答された方もいたと思う。市民意識調査に画像やイメージを載せておけば結果も異なったと思うので、次回調査時に生かしたい。
桃崎委員	昨年福津市に転入したが、転入手続きでは何も言われなかった。住所変更などで市役所窓口に行った際に情報提供があったら、後から思い出すこともできると思う。
山下委員	29ページの課題点の中でいろいろな部分に周知という言葉が出てくるが、市

	として目標値はあるのか。 事務局 (山崎) 具体的な目標値についてはまだ決まっていないが、福津市地域支えあい制度や相談窓口など、すでに取り組みを進めていることの認知度は高いほど良いと考えている。今後包括的支援体制の整備を進めることになれば、既存の制度や窓口に紐づける形で強化や充実を図っていくことになる。今後、現実的に目指すべき数値をお示ししたい。 村山会長 福津市地域支えあい制度は災害時の避難行動支援を強調しているのか。日頃の助け合いを強調しているのか。 事務局 (羽田野) 市としては支えあいの面を強調している。高齢者サービス課のスタンスでいうと、キーホルダーを所有してもらい日頃の見守りに活用しており、避難行動要支援者名簿も兼ねている。本人同意を得た貴重な名簿で、一度登録いただければ希望がない限りは抹消しない。登録時は要支援者でなかった人も、年齢を重ねて要支援者となったときに地域、警察、消防などとも共有できることが強みであり、貴重な情報資源である。 谷岡委員 どういう声掛けをして記入してもらっているのか。 青谷委員 民生委員・児童委員が声掛けをしている。「カードがあったら、何かあったときわかるようになるから書いてほしい」とお願いしている。しかし、拒否される人も当然いる。出しておいてもらえたら、いざというときにだけ助けることに使うのだが、守秘義務があって情報を出さないと伝えてもなかなか信用してもらえない。 谷岡委員 もし交通事故にあったとして、地域から親族や関係者に知らせる 1 つの手段になる。すごく利便性がある。登録する側にメリットがあることをもっと伝えてみるといいのではないかと。支援者側のメリットだけでなく、登録する側のメリットをたくさん伝えるといいのではないかと。 青谷委員 来年から避難行動要支援者名簿が民生委員・児童委員にも配られる。我々は担当地域全体を見回らないといけないので、（支えあい連絡カードの写しの他にも）名簿はあった方がいい。 村山会長 市民意識調査の 10 ページ目、「日常生活支援事業・あんしんサポート事業の利用状況」について、現在利用者が増えていると思うが、待機者はいるのか。 事務局 (浅井) 待機者はいないが、担当側にも余力がなく、これ以上利用者を受け入れることが難しい状況になりつつある。
事務局 (山崎)	【議題（２）第４期地域福祉計画・第３期地域福祉活動計画（骨子案）について】 まずは、資料３をご覧ください。前回審議会後、関係部署同士で社会福祉法第１０６条の３と、令和８年６月２５日に通知のあった「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」の内容について、より理解を深めるために協議を行った。資料３で下線が引いてある部分は改正箇所を反映している。 関係部署の協議の中で、第１０６条の３第１項の１を検討したところ、福津市で実施されている小地域福祉会や福祉サロン、各郷づくり推進協議会の居場所づくり、民生委員・児童委員による見守り活動等が該当し、既存の実施内容について

	て強化していけるのではないかと話し合った。 次に第1項の2について、民生委員・児童委員や地域福祉活動に関わる方から受けた相談について受け止め、つなげられるよう、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者などの相談支援機関の機能を強化することや、出前講座や研修の実施などにより地域住民等が地域福祉の推進への協力を求めた際に対応できるのではないかと話し合った。 次に第1項の3は今回改正点はないが、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者の各分野だけでは解決できない相談事を専門機関同士で共有できる体制を整備し、定期的な協議を行う必要があるのではないかと話し合った。 また、新たに追加された第106条の3の2の支援会議について、既存の相談支援機関等だけでは解決できないような地域生活課題を話し合う場、地域生活課題を集約できる場として運用できるよう、要綱などを検討しながら実施していく必要があるのではないかと話し合った。 それら協議内容を取りまとめたものとして資料2をご覧ください。 前回審議会でも、ベースは第106条の3第1項としたいとお伝えし骨子案を提出したが、「個から始まっている印象」があることや、第106の3第1項として説明するには精査が必要との意見をいただいた。その点を踏まえ、再度整理した。 進捗管理方法について、前回審議会の中でも既存の進捗管理方法から変更したい旨伝え、各部署で実施した事業の進捗詳細を管理するのではなく、各部署には実施の有無を確認し、実施の有無を受けて成果目標に対しどれだけ貢献しているのかを実績報告としてまとめる形を検討した。本計画は5年計画にはなるが、福津市の福祉施策並びに包括的支援体制の構築は長い時間をかけてブラッシュアップしながら構築するものと認識している。次期計画では、4分野への横串ならびに支援会議の検討・構築を進めることで、福津市としての包括的支援体制に必要な機能の整備を推進したいと考えている。
村山会長	骨子案は基本目標3つ、基本方針6つで構成されている。進捗管理は1つ1つの事業の進捗状況を見るのではなく成果目標を中心に見る形式で示されている。次期計画用の事業の目的・概要が示されているが、実際の計画ではさらに細かく取り組む内容を記載する予定か。
事務局 (山崎)	事業の具体的な内容は各所管課に任せるので、これ以上細かく計画内で示すことはしない予定である。
村山会長	支援会議①②③について説明してもらいたい。
事務局 (藤野)	支援会議は、「地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の内容の検討が十分になされていない場合において、当該地域住民に対する支援の円滑な実施を図るために必要な情報交換を行うとともに、当該地域住民が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うもの」とされている。高齢者やこども、生活困窮など、各分野の個別法上で解決できれば支援会議を行う必要性はなく、各分野で解決できないもしくは検討できない内容に対して支援会議を行うと考えている。 どこまで踏み込めるかは検討する必要があるが、必要に応じ随時実施する会議を個別支援会議、個別支援会議で課題に上がった相談内容を協議する会議を地域生活課題共有会議、年に1回程度で福津市の地域生活課題の解決に向けて施策検討する会議を施策検討会議と仮称してすみ分けをしている。
村山会長	基本方針4について、法第106条の3第1項の2はすべて内容が改正されて

	いる。これは、民生委員・児童委員や小地域福祉会などの中で地域住民が地域住民の相談に応じ、地域の課題を見つけ、地域では対応が難しいとなったとき、支援関係機関が積極的に協力するよう、支援への求めを示している。骨子案基本方針４の「相談支援の周知及び機能の充実・強化」で、「必要に応じて」とあるが、これは地域のなかで地域の人たちが自分たちでやろうとしているが、難しいのでサポートできるよう「必要に応じて」と記載しているのか。それとも各分野に紐づく個別法の中で「必要に応じて」相談支援を実施するということが。
事務局 (山崎)	求めに応じ「必要に応じて」相談支援を実施するという意味合いで使っている。
村山会長	同じく基本方針４に「地域住民や支援者による福祉活動への協力・連携支援」があるが、協力・連携支援を行う主体は何か。
事務局 (山崎)	行政や社会福祉協議会などの支援関係機関が主体であるとのイメージを持っている。
村山会長	「地域住民や支援者による福祉活動への協力・連携支援」について、社会福祉協議会が行っている「見守り活動の中で発見した課題を抱える家庭や地域の課題の相談を受け止める支援体制を整備する」は関係するよう見受けられるが、その他全体として違和感がある。相談を受けた上で個別の求めに応じて支援するという流れに持っていけないと感じる。ここは法第１０６条の３第１項の２でまとめているとするならば、相談支援の話に焦点を当てたほうがいいと感じている。 連続で申し訳ないが、前の計画だと権利擁護に関しては基本方針の中で１つ入っていた。権利擁護関係の法律が大きく変わるので、次期計画の中でも権利擁護のネットワークなどを入れてはどうか。また、この骨子案において基本方針５が、前回計画にはなく特徴があると感じたが、何か取り組みとしてイメージはあるのか。
事務局 (山崎)	あくまでイメージだが、社会福祉協議会が作成している「福津の福祉便利帳」や高齢者サービス課と地域包括支援センターが作成している「福津市の地域資源」を紙媒体に限らず検索できて提示できるような仕組みを考えたい。
村山会長	大枠として、法第１０６条の３に沿った考え方で計画策定を進めていることは理解した。次回に向けて、次期計画用の事業の目的・概要の記載内容について各成果目標と合うように修正をお願いしたい。また、権利擁護関係について基本目標３の基本方針７として組み込むことも検討してもらいたい。
村山会長	【議題（３）その他】 その他審議事項なし。
事務局 (諸石)	次回は１０月１９日月曜日の予定。以上で第３回福津市福祉施策策定審議会を終了する。